

船舶インシデント調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成27年11月21日 09時30分ごろ
発生場所	熊本県 ^{れいほく} 苓北町 ^{しきぎまき} 四季咲岬西方沖 四季咲岬灯台から真方位257° 1,600m付近 (概位 北緯32° 31.6′ 東経129° 59.8′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{しんえい} 新恵丸は、揚錨作業中、錨索が推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年12月7日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 新恵丸、5トン未満（長さ8.05m）
船舶番号、船舶所有者等	292-44993長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、機関を微速力前進にかけ、左舷船首ブルワーク上に設置されたガイドローラを介して操舵室左舷側の漁労用ローラで揚錨作業中、漁労用ローラを逆回転状態とした際、錨索（直径約25mm、合成繊維製）がガイドローラから外れてガイドローラとブルワークとの間に挟まって巻けなくなり、海面に浮遊した錨索が推進器に絡まった。
分析	本船は、錨索がガイドローラから外れてガイドローラとブルワークの間に挟まって巻けなくなったことから、海面に浮遊した錨索が推進器に絡まったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、錨索がガイドローラから外れてガイドローラとブルワークの間に挟まって巻けなくなったため、海面に浮遊した錨索が推進器に絡まったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 機関を使用して揚錨作業をする際、作業手順に異変が生じた場合は、直ちに機関を中立にするか、停止すること。